

こ支障第221号  
令和6年10月2日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

### 福祉型障害児入所施設における日中活動支援加算について

福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児に対して支援を行う福祉型障害児入所施設を除く。）において、入所する児童に対して日中活動や移行支援の充実を図る観点から、これまでの職業指導員加算に代えて日中活動支援加算を創設し、別紙の通り「日中活動支援加算費実施要綱」を定め、実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

## 別紙

### 日中活動支援加算費実施要綱

#### 1. 目的

福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児に対して支援を行う福祉型障害児入所施設を除く。）に職業指導員を配置し、入所する全ての児童に対して日中活動における専門的な支援を計画的に提供し、日中活動や移行支援の充実を促進することを目的とする。

#### 2. 対象施設等

専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に三年以上従事していた者に限る。以下同じ。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出た福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設を除く。以下同じ。）。

#### 3. 対象となる児童

入所する全ての児童を対象とする。

#### 4. 支援の実施について

- (1) 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、入所する児童に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成すること。
- (2) 福祉型障害児入所施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に支援を行うとともに、児童の状態を定期的に記録していること。
- (3) 福祉型障害児入所施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

#### 5. その他留意事項について

- (1) 日中活動計画は、入所する全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休み並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動のプログラムとして1月ごとに作成すること。
- (2) 日中活動計画の作成に当たっては、以下の点に留意すること。
  - ① 日中活動計画は、施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、入所する児童の将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮したものとする。
  - ② 日中活動の内容を検討するに当たっては、入所する児童の意見を考慮するこ

ととし、施設内の活動の他、施設外での活動についても検討すること。

- ③ 未就学児を対象とした日中活動計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）におけるこどもの活動等の記載を参考に作成すること。
  - ④ 学卒後の児童を対象とした日中活動計画については、当該児童の地域における生活への移行を見据え、就労移行支援事業所や生活介護事業所等と連携して作成するよう努めること。
- (3) 日中活動計画に基づき、計画的に日中活動を行うこと。日中活動を行う際の障害児の状態を定期的に記録するとともに、記録した内容を従業者に共有すること。
- (4) 以下に留意した上、日中活動計画の実施状況の評価及び見直しを行うこと。
- ① 日中活動計画の実施状況の評価に当たっては、日中活動の種類ごとに、1 月を通した児童の活動の様子や従業者からの意見を踏まえ、活動内容が児童の将来の日常生活又は社会生活に資するものであるか、検討すること。
  - ② ①の評価を踏まえ、1 月ごとの日中活動計画に反映すること。

## 6. 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）によるものとする。